

博士論文計画書の提出について

2008 年度以降の博士後期課程入学者より、博士論文執筆については計画書の提出が必要となり、以下の要領で提出を受け付けます。

《日程》

6 月 博士論文提出資格試験

7 月 博士論文計画報告会

翌年 3 月まで 博士論文計画書提出 を目処とする

《博士論文計画書提出要領》

【対象】2008 年度以降博士後期課程入学者で博士論文計画書未提出の者

【提出の前提】博士論文計画書の提出までに博士論文計画報告会を実施

【計画書提出に関する日程】

○説明文配布：2015 年 12 月 1 日（火）～2016 年 2 月 26 日（金）

※配布している説明文は、この説明文と同じものです。

※計画書書式は法学研究科ホームページからダウンロード。

○計画書提出受付：2016 年 1 月 13 日（水）～3 月 4 日（金）（厳守）

【提出部数】4 部

【提出場所】法学研究科事務所

【書 式】所定の書式。片面印刷。左 2 箇所ホチキス留め。頁数自由。

【計画書記載内容】

- ①論文のテーマと構成（章立て）、②問題関心、③分析対象・史資料、④分析の方法、視角、⑤先行研究の概要、⑥先行研究に対する当該論文の位置、⑦文献目録

【合否結果発表】

2016 年 4 月下旬（予定）

〔ご参考〕「MD 一貫制への移行に伴う新指導体制について

※2015 年度からの一部制度変更を反映しました（2015. 1. 17 更新）。

1. 課程博士論文執筆・指導・審査のプロセス

すべての博士後期課程学生について、指導教員を含む 3 名の「博士論文指導委員」を付け、1 年次の初めにこれを確定します。3 名の「博士論文指導委員」は「博士論文指導委員会」を組織し、以下の報告会等を開催して指導を行います。

報告会等は、原則として専修単位で開催し、公開とします。

なお、以下の時期設定は、博士後期課程 3 年で学位を取得することを想定したスケジュールです。学生の論文執筆状況及び申請時期に合わせて、下記（1）から（9）の審査手続きが進んで行くことになります。

(1) 1 年次 7 月 (目処): 「博士論文計画報告会」の開催

学生は、この報告会での指導に即して「博士論文計画書」の執筆に着手する。

(2) 1 年次 翌 3 月: 「博士論文計画書」の提出とその審査

提出された博士論文計画書に対して、上記博士論文指導委員会がこれを審査する。この審査での承認 (合格) が「中間報告」の資格要件となる。

(3) 2 年次 1 2 月 (目処): 「中間報告・審査会」の開催

学生は、作成中の博士論文につき、進捗に応じた中間的な報告をし、審査を受ける。この審査は必要に応じ複数回実施され、博士論文指導委員会による承認 (合格) が「博士論文提出」の資格要件となる。

(4) 3 年次 1 0 月 (締切日特定): 博士論文提出 (学位申請)

学生は、完成した博士論文につき、博士論文指導委員会のチェックを受け、最終的に指導教員が承認した場合に限り、研究科に博士論文を提出 (学位申請) できる。

(5) 2010 年度以降の博士後期課程入学者についての特則

これに該当する学生には、専攻分野間の客観性・公平性に鑑みて、学位申請後、「博士学位資格審査委員会」(各専攻の教員によって構成される) による学位申請者の資格要件の充足に関する審査がある。具体的には、以下の①もしくは②に基づき審査する。

①博士論文の指導を受けたことを示す資料等に基づいて、申請者が申請論文につき研究能力を客観的に示すものとしての、博士論文指導委員会による評価書ないしコメント。

②申請者が、博士後期課程入学以後に法研論集等 2 作以上の「公表された学術論文」を有すること。

(6) 3 年次 1 1 月法研委員会: 「博士論文審査委員会」の設置

(7) 3 年次 翌 1 月 (目処): 「最終口頭試問」の開催

学生は、審査中の博士論文につき、博士論文審査委員会による口頭試問を受ける。この口頭試問は、公開とする。

(8) 3 年次 翌 2 月上旬: 審査報告書の提出

(9) 3 年次 翌 3 月法研委員会: 学位授与決定

2. 博士論文提出資格試験

上記 (1) から (9) のプロセスの他、博士論文提出資格試験に合格しなければ、博士論文を提出 (学位申請) することはできません。この試験は、以下の要領で実施されます。

(1) 本試験制度の目的

博士論文の執筆に当たっては、当該研究テーマに関する海外での研究動向、研究蓄積を探索し、これを踏まえて論述することが要請される。博士論文執筆者はそのために必要な語学能力を身につけていなければならない。本資格試験は、この能力を審査確認することを目的とする。あわせて博士課程在学者の語学能力の向上と、博士論文のクオリティの向上を図ることを狙いとする。

(2) 本試験と博士論文との関係

本試験に合格しなければ、博士論文を提出することができない。

(3) 試験方法

①外国語 1 か国語 (英・仏・独・露・中国語) について行うものとする。

留学生については、日本語が外国語であることから、日本語による資格試験の受験も認めることとする。

日本法史の受験者については、古文書解読とする場合がある。

②試験時間は 2 時間とする。

(4) 受験回数

博士論文提出年限まで、毎年、受験することができるものとする。

3. 研究倫理教育の受講

博士後期課程学生は、論文執筆のプロセスにおいて、知的財産、個人情報および統計データ等を適切に管理または使用し、研究上の不正に当たる行為を一切行ってはなりません。博士論文執筆にあたり、研究科が指定する研究倫理教育を、予め受講する必要があります。

(1) 研究倫理教育と博士論文との関係

研究科が定める研究倫理教育を受講し、研究科が定める条件を満たさなければ、博士論文を提出することができない。

(2) 受講方法

現在のところ、以下の①もしくは②の方法による。

①法研設置科目である「法学研究の基礎 I」の「論文執筆の方法」・「研究・教育活動と著作権」・「比較法的手法と論文の構想・執筆」をテーマとする回の受講（出席）。なお、必要に応じ試験等を課すことがある。

②グローバルエデュケーションセンター提供の「研究倫理概論（フルオンデマンド）の法研が指定する回」または「研究者のための論文投稿倫理セミナー（Course N@vi で公開）」の視聴。なお、必要に応じ試験等を課すことがある。

(3) 受講時期

1年次に受講を完了しておくことが望ましい。なお、当該学生が本学修士課程在籍時に当該科目に合格していたとしても、再度受講する必要がある。

以 上